

東海市告示第63号

令和6年度東海市小児・若年がん患者在宅療養支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

東海市長 花田勝重

令和6年度東海市小児・若年がん患者在宅療養支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この補助金は、小児・若年がん患者に対し、小児・若年がん患者在宅療養支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、当該小児・若年がん患者の経済的負担の軽減を図り、もって当該小児・若年がん患者の在宅療養生活の質の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 居宅サービス 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護その他市長が必要と認めるものをいう。
- (2) 訪問介護 居宅において介護、看護等を要する小児・若年がん患者（以下「がん患者」という。）について、当該がん患者の居宅において介護士により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をいう。
- (3) 訪問入浴介護 がん患者について、当該がん患者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。
- (4) 訪問看護 がん患者について、当該がん患者の居宅において看護師により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。
- (5) 福祉用具貸与 がん患者について行われる福祉用具（心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障があるがん患者の日常生活上の便宜を図るための用具及び当

該がん患者の機能訓練のための用具であって、がん患者の日常生活の自立を助けるものをいう。以下同じ。)の貸与をいう。

(6) 福祉用具購入 がん患者による福祉用具の購入をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 居宅サービスを利用し、福祉用具貸与を受け、又は福祉用具購入(以下「居宅サービスの利用等」)をした日及び第6条の規定による申請の日において市内に住所を有していること。

(2) 医師に一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断されたことにより、がんの治癒を目的とした治療を行わないがん患者であること。

(3) 居宅サービスの利用等をした日において40歳未満であること。

(4) 在宅生活の支援及び介護が必要であること。

(5) 福祉用具貸与又は福祉用具購入にあつては、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、居宅サービスの利用等に要した費用とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は、補助対象経費としない。

(1) 国又は他の地方公共団体による補助金の交付に相当する補助の対象となる費用

(2) 福祉用具貸与又は福祉用具購入に係る福祉用具が東海市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱(平成20年東海市告示第1号)に基づく給付の対象となる用具である場合にあつては、当該福祉用具貸与又は当該福祉用具購入に要した費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、居宅サービスの利用等をした1人1月あたりの補助対象経費の額の合計額(その額が60,000円を超えるときは、60,000円)に10分の9を乗じて得た額(1,000円未満の端数金額は切り捨てる。)とする。

2 補助金は、予算で定める額の範囲内において交付する。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、居宅サービスの利用等をした後、申請書兼請求書に次に掲げる書類を添えて、居宅サービス等の利用月の翌月の末日と令和7年3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。ただし、既にこの要綱による補助金の交付申請をし、その内容に変更が生じていない場合は、第1号及び第3号の書類の添付を省略できる。

- (1) 第3条第2号に掲げる要件に該当することが確認できる医師の意見書
- (2) 居宅サービスの利用等に要した費用を証する領収書等の原本
- (3) 前号の書類により確認できない場合にあっては、利用者がした居宅サービスの利用等の内容の分かる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により未成年者の居宅サービスの利用等について申請する場合には、当該未成年者の保護者が行うものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書兼請求書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知後、速やかに補助金を申請者に支払うものとする。

(変更等の申請)

第8条 申請者は、居宅サービスの利用等の期間中において、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに変更（廃止）申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 住所等申請内容に変更が生じたとき。
- (2) 居宅サービスの利用等の必要がなくなったとき。
- (3) 第3条に規定する補助対象者に係る要件に該当しなくなったとき。

(変更等の決定)

第9条 市長は、前条の変更（廃止）申請書を受理したときは、速やかに変更又は廃止の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部

若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。